

大津町立小中学校へのチラシ等の配布基準

大津町教育委員会では、教職員が子どもたちと直接向き合い、本来の業務に専念する時間を確保するため、また、子どもたちが学習教材ではない書類の扱いに手間を取られ、本来の学習に支障が生じないようにするため、次のとおり配布基準を定め運用します。

配布元	町（教育委員会以外）	国・他自治体	社会教育団体 社会教育施設	その他の団体・法人 個人
共通の条件	事業内容が、児童生徒の健やかな成長と学びの充実に資するものであること。			
	広報やHPで周知ができないもの又は配布によらなければ十分に周知の効果が見込めないものであること。	HPや広告媒体で周知ができないもの又は配布によらなければ十分に周知の効果が見込めないものであること。		
個別の条件	—	—	<u>①または②に該当すること</u> ①本町又は国若しくは他自治体が共催又は後援をしていること。（写しを添付） ②本町又は国若しくは他自治体が補助金を支出している又は指定管理委託等を行っていること。（写しを添付） ③その他教育長が適当と認めるもの	<u>①から③のいずれかに該当すること</u> ①本町が共催又は後援をしていること。（写しを添付） ②本町が補助金を支出している又は指定管理委託等を行っていること。（写しを添付） ③他自治体から配布依頼があること。 ④その他教育長が適当と認めるもの

○ 「配布」には、校内にポスター掲示をする場合や据え置き配布をする場合も含まれます。

● 配布の手続き

1 大津町教育委員会に（1）～（3）のいずれかの方法で依頼する。

- (1) 依頼書を郵送する。 〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地 大津町役場 学校教育課
- (2) 依頼書をメールで送信する。 gakkou@town.ozu.kumamoto.jp
- (3) 右QRコードに入力する。

2 大津町教育委員会から配布の可否について連絡します。配布する場合は、次の手順で学校に持ち込んでください。

- (1) 各学校に連絡し、紙媒体と電子媒体のどちらを持ち込むか確認する。（学校長が判断します。）
- (2) 紙媒体の場合は、学校ごと・学級ごとに仕分けを行う。（「学校ごと・学級ごと枚数一覧」は教育委員会から提供します。）
- (3) 紙媒体の場合は、学校と日程調整の上、持ち込む。電子媒体の場合はメールで送付する。

○ 注意事項

- ① 作文・絵画コンクール等については、学校単位での応募や学校による審査は原則として行いません。
- ② アンケート調査等については、学校による集計は原則として行いません。
- ③ 大津町教育委員会に依頼することを原則としますが、学校長に直接依頼することを禁止するものではありません。
- ④ 配布を可とする判断を行った場合でも、学校運営上の都合等により配布ができなくなる場合がありますので、予めご了承ください。



申請フォーム【Logoフォーム】